

# で明るい市政

## 長門市長選挙

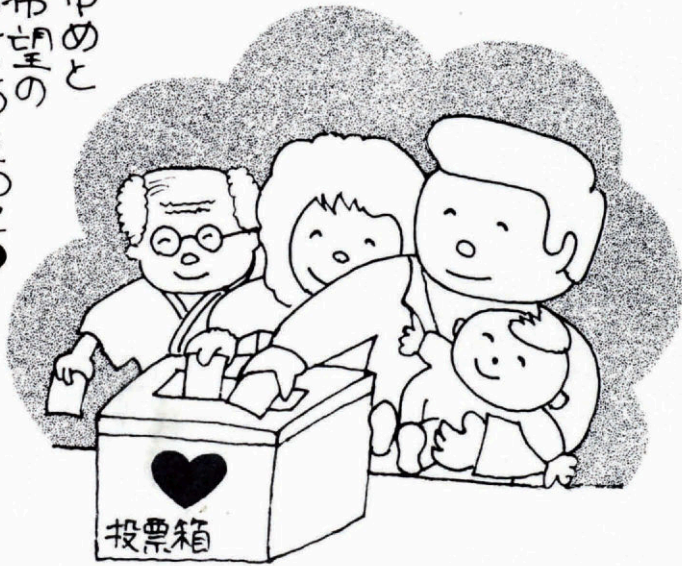
### 投票日は四月二十五日です

きたる四月二十五日の日曜日には、長門市長選挙が行なわれます。

あなたの一票は、明るい生活、豊かな郷土づくり

のため、貴重な意義をもっていきます。自分に与えられた尊い権利を正しく行使し、一票をムダにしないよう、必ず投票しましょう。

ゆめと  
希望の  
まちのため



### 投票のできる人は

選挙人名簿登録者に限られます。昭和三十七年四月二十六日以前に生まれた人で、昭和五十七年一月十三日以前から、長門市内に引き続き住所のある人が選挙人名簿に登録されます。

ただし、登録されてから投票日の当日までに、他の市町村に転出をした人は、投票できません。

### 選挙人名簿に登録されている人

選挙人名簿に登録されるためには、四つの要件があります。

- ① 日本国民であること。
- ② 年齢が満二十歳以上であること。
- ③ 長門市に住民票が作成された日（転入者については、転入届をした日）から引き続き三か月以上長門市の住民基本台帳に記載されていること。

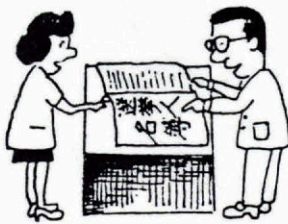
④ 欠格要件に該当しないこと。  
この四つの各要件を、登録基準日（四月十三日）現在に、そなえていなければなりません。

### あなたの名前は選挙人名簿に記載されていますか

市長選挙のために作製する選挙人名簿の縦覧を次のとおり行います。

▽日時 四月十五日から四月十七日まで。毎日午前八時三十分から午後五時まで。

▽場所 市選挙管理委員会



### 市内で住所が変わった人

市内で住所を移し、三月十三日までに市役所へ転居届を出した人は、新住所の投票所で投票ができます。

三月十四日以後に届け出をした人は、ご面倒でも旧住所の投票所へ出かけて投票していただくこととなります。

### 投票所の入場券をお忘れなく

投票所入場券は、四月二十日頃各区長さんから各家庭に配付をお願いすることになっています。

もし、選挙人名簿に登録される資格がある人で、この入場券が届かない人は、お早めに選挙管理委員会におたずねください。

投票所入場券は、投票所での受け取りの手続きを早く済ませるための整理券の役目や、お知らせをかねているものです。入場券が届かなかった人、しまい忘れた人でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますから、当日投票所で再発行を受けてください。



### あなたの投票所

投票所は、不在者投票を除いて、すべて定められた投票所で行なうことになっています。配付された「投票所入場券」で、あなたの投票所をよくおたしかめください。